

1/15懇話会	進捗管理項目	変更内容の説明等	10/10懇話会(素案)	第2次プラン
No.1 男女共同参画を進める広報・啓発活動の推進			1(1)No.1 男女共同参画を進める広報・啓発活動の推進	1(1)No.1 男女共同参画を進める広報・啓発活動の推進
①性別による固定的な役割分担意識を見直し、仕事と家庭の両立など男女共同参画を進めるための講座、講演会などの開催	【男女共同参画推進室】 ○年間男女共同参画センター事業 ・男女共同参画講演会 1回/年 ・男女共同参画DVD上映会 1回/年 ・連絡会企画講座 2回/年 ・推進員企画講座 2回/年 ・企業人権研修会 1回/年 ※相談支援ステップアップ講座とDV関係講演会は別項目へ	具体例は、P.7の「プランの位置づけ」の関連法にかかる代表的なものとした ・男女共同参画基本法…性別による固定的な役割分担意識を見直し ・女性活躍推進法…仕事と家庭の両立	○性別による固定的な役割分担意識を見直しするための学習機会の提供	・性別による固定的な役割分担意識を見直しするための学習機会の提供
②男女共同参画関連グッズの配布による啓発	【男女共同参画推進室】 ○年間グッズ配布数	啓発グッズは、講座参加者、生涯学習フェスティバル来場者にも配布している A委員 11頁取組内容1の4行目「啓発物品の配布」を「物品の配布による啓発の促進」等とする。(理由:物品配布が目的ではなく、啓発活動を促進することが目的と思われるため。)	○男女共同参画週間等での啓発物品の配布	・男女共同参画週間等での啓発物品の配布
③田辺市公式SNSのX(旧ツイッター)、Facebook(フェイスブック)及びLINE(ライン)やホームページでの情報発信	【男女共同参画推進室】 ○年間SNS情報発信依頼件数 ○年間ホームページ更新回数 ※それぞれ講座等の募集告知は除く	新規追加		
④「広報田辺」への記事掲載	【企画広報課・男女共同参画推進室】 ○広報田辺掲載回数 ※講座等の募集告知は除く ・6月号 男女共同参画週間 ・特集 ※何年かに1回 【企画広報課・人権推進課】 △広報田辺掲載回数 ・コラム「やさしさひろがる人権のわ」※不定期	項目を分ける	○「広報田辺」等への記事掲載と男女共同参画センター広報紙「ゆう」の配布	・「広報田辺」等への記事掲載と男女共同参画センター広報紙「ゆう」の配布
⑤男女共同参画センター広報紙「ゆう」の発行	【男女共同参画推進室】 ○「ゆう」の発行回数			
⑥男女共同参画に関する図書・資料等の収集、閲覧・貸出しによる情報提供	【男女共同参画推進室】 ○年間購入数 ○年間貸出数	※R4:図書8冊、DVD1本、定期購読雑誌1種	○男女共同参画に関する図書・資料等の収集、閲覧・貸出しによる情報提供	・男女共同参画に関する図書・資料等の収集、閲覧・貸出しによる情報提供
		1番目と3番目の違いが明確でないため、1番目に統合	○意識啓発のため、多様な分野と関連させた講座・講演会の開催	・意識啓発のため、多様な分野と関連させた講座・講演会の開催
No.2 学校における男女平等を推進する教育の充実			1(2)No.3 学校等における男女平等を推進する教育の充実	1(2)No.3 学校等における男女平等を推進する教育の充実
①学習指導要領に基づく、児童生徒の発達の段階に応じた、人権の尊重や男女の平等、男女が共同して社会に参画することや男女が協力して家庭を築くことの重要性についての教育・指導の推進	【学校教育課】 ■なし ⇒学習指導要領に基づき指導しているが、進捗管理項目として実績を取りまとめる事務量が膨大であるため	・幼稚園や保育所では、男女の相互理解と協力の重要性に関する教育・指導までは行っていないので削除 ・文部科学省のHPで公開されている文章に変更	○学校、幼稚園、保育所における男女の相互理解と協力の重要性に関する教育・指導の推進	・学校、幼稚園、保育所における男女の相互理解と協力の重要性に関する教育・指導の推進
②教職員等の人権意識・男女共同参画意識向上のための研修の実施	【学校教育課】 ○教職員に対する人権研修実施回数 ※男女共同参画には限らないが、男女共同参画に関する内容があった場合は実績報告の中で明記する		○教職員等の人権意識の向上のための研修の実施	・教職員等の人権意識の向上のための研修の実施
③個性と能力に応じた職場体験学習や進路指導の取り組み	【学校教育課】 ■なし ⇒元々、職場体験先は性別では選んでいない。学校現場で実施可能なことは、「この仕事は男、この仕事は女」といった性別による固定観念を払拭した指導を行うことだが、実績を取りまとめるのが困難	・「個性と能力に応じた」は、和歌山県男女共同参画基本計画の表現	○性別にとらわれないキャリア形成のための職場体験学習の実施	・性別にとらわれないキャリア形成のための職場体験学習の実施

1/15懇話会	進捗管理項目	変更内容の説明等	10/10懇話会(素案)	第2次プラン
④人権・男女平等の視点に立った学校内の慣行の見直し	【学校教育課】 △何らかの見直しがあった場合のみ報告	・和歌山県男女共同参画基本計画の具体的施策の一つであり、学校においては、男女混合名簿、制服見直しなどの取り組みが行われているため		
⑤学習指導要領に基づく性に関する指導	【学校教育課】 ■なし ⇒学習指導要領に基づき指導しているが、進捗管理項目として実績を取りまとめる事務量が膨大であるため	文部科学省「学校における性に関する指導について」 ・学校における性に関する指導は、学習指導要領に基づき、児童生徒が性に関して正しく理解し、適切に行動を取れるようにすることを目的に実施されており、体育科、保健体育科や特別活動をはじめ、学校教育活動全体を通じて指導することとしている。 ・指導に当たっては、①発達の段階を踏まえること②学校全体で共通理解を図ること③保護者の理解を得ることなどに配慮するとともに、④事前に、集団で一律に指導(集団指導)する内容と個々の児童生徒の状況等に応じ個別に指導(個別指導)する内容を区別しておくなど、計画性をもって実施することが大切である。【学習指導要領解説(保健体育編)】		
⑥生徒指導提要(改訂版)を踏まえた性的マイノリティの児童生徒に対するきめ細かな対応	【学校教育課】 ■なし ⇒生徒指導提要(改訂版)に基づき対応しているが、特に配慮が必よな個人情報につながることであることから、進捗管理項目として実績を取りまとめることは行わない	性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律(令和5年法律第68号) ・心身の発達に応じた教育及び学習の振興(法10条1項) 文部科学省ホームページ 令和4年12月に公表した改訂版生徒指導提要において、性的マイノリティに関する課題と対応について新たに追記したほか、教職員向けの研修動画の配信、教職員向け理解啓発パンフレットの作成・周知、教育委員会等への通知の発出など、適切な対応のための取組を行っております。		
		最近の保護者に対するPTAの研修会は、ネットモラルや一般的な家庭教育が主流で、男女共同参画に関する研修は行われていないため削除	OPTA等の研修機会を活用した保護者に対する男女平等の意識づくり	・PTA等の研修機会を活用した保護者に対する男女平等の意識づくり

No.3 生涯にわたる男女共同参画学習の推進

1(2)No.4 生涯にわたる男女共同参画学習の推進

①まちづくり学びあい講座「男女共同参画社会の実現をめざして」「田辺市人権尊重のまちづくり条例について」の実施	【男女共同参画推進室・人権推進課】 ○学びあい講座実施回数・参加人数			
②公民館等における人権学習会の実施	【生涯学習課】 ○人権研修実施回数 ※男女共同参画には限らないが、男女共同参画に関する内容があった場合は実績報告の中で明記する	第2次田辺市生涯学習推進計画(後期基本計画)「施策の展開」 ⑤人権意識を高める学習の推進 【現状と課題】 同和問題をはじめとする様々な人権問題を解決するため、市民・行政・企業・関係機関・関係団体が連携して人権教育や啓発の取組を進めていますが、依然として、同和問題に対する誤った認識による差別、女性や子供、高齢者、障害のある人、外国人、犯罪被害者、性的少数者等に対する差別や暴力、疾病等に起因する差別や暴力その他様々な人権問題が存在しています。近年では情報化の進展や社会情勢の変化に伴い、インターネット等における人権侵害や災害時における真実ではない情報の流布など、新たな課題が生じています。全ての人の人権が尊重されるためには、他人の人権も自分の人権と同じように正しく理解し、相互に尊重し合うことが必要です。人権を守り、互いに助け合い、明るく平和なまちを実現するためには、今後も市民の主体性を大切にしながら人権意識を高める学習の推進が必要です。 【主な取組】 人権学習会の開催		
③田辺市男女共同参画推進員の活動	【男女共同参画推進室】 ○男女共同参画推進員の活動状況まとめ		○男女共同参画推進員の活動支援	・男女共同参画推進員の活動支援
④田辺市男女共同参画連絡会の活動	【男女共同参画推進室】 ○男女共同参画連絡会の活動状況まとめ	男女共同参画連絡会のことを指していると思われるが、回りくどい表現なので変更する	○男女共同参画の視点を踏まえた情報提供やネットワークづくり等による団体活動支援	・男女共同参画の視点を踏まえた情報提供やネットワークづくり等による団体活動支援
⑤田辺市人権擁護連盟の活動	【人権推進課】 ○田辺支部女性問題部会の活動状況まとめ △人権擁護連盟(全体)の活動実績 ※男女共同参画に関する内容があった場合は実績報告の中で明記する			
⑥田辺市企業人権推進協議会の活動	【商工振興課】 △企業人権推進協議会の活動実績 ※男女共同参画に関する内容があった場合は実績報告の中で明記する			

1/15懇話会	進捗管理項目	変更内容の説明等	10/10懇話会(素案)	第2次プラン
		抽象的な内容であり、具体的な目標設定がしづらく、進行管理ができないため削除	○開催日時の工夫、一時保育の充実等による幅広い年齢層の参加を促進するための受講環境の整備	・開催日時の工夫、一時保育の充実等による幅広い年齢層の参加を促進するための受講環境の整備

No.4 行政における政策・方針決定過程への男女共同参画の推進

2(1)No.12 行政における政策・方針決定過程への男女共同参画の推進
2(1)No.13 行政における政策・方針決定過程への男女共同参画の推進

①審議会等の委員に占める女性の割合の増加	【関係課】 ○審議会等における女性の割合 【別紙「審議会・団体等」参照】	国の男女共同参画基本計画(令和2年12月)の成果目標の一つ「地方公共団体の審議会等委員に占める女性の割合」「市町村防災会議の委員に占める女性の割合」「都道府県及び市町村の教育委員会のうち、女性の教育委員のいない教育委員会の数」 公募制度だけでは女性比率の拡大につながらず、現状では、各団体への委員選出依頼の際に「女性の選出」をお願いしている。 また、女性比率の低い審議会等については、男女共同参画推進室が担当課にヒアリングを行い、女性比率の拡大の意識付けを行っている。 市民アンケート 問13. あなたは、次にあげるような役職や公職に「女性がもっと就いた方がよい」と思いますか。 エ. 県や市町村の審議会や委員会のメンバー 問15. 防災・災害復興における次の事項について、女性に配慮して取り組む必要があると思いますか。 ア. 防災に関する方針決定に女性の参画拡大を行う (例:防災会議構成員への女性の積極的な登用)	○公募制度等を積極的に活用した審議会等委員の女性比率の拡大	・公募制度等を積極的に活用した審議会等委員の女性比率の拡大
②市の管理職に占める女性の割合の増加	【総務課】 ○行政における女性管理職の割合	国の男女共同参画基本計画(令和2年12月)の成果目標の一つ「市町村職員の各役職段階に占める女性の割合」	○行政における女性管理職の割合の増加	・行政における女性管理職の割合の増加
③小中学校の管理職に占める女性の割合の増加	【学校教育課】 ○小中学校における女性管理職の割合	国の男女共同参画基本計画(令和2年12月)の成果目標の一つ「初等中等教育機関の教頭以上に占める女性の割合」 ○B委員 P19「No.12 行政における女性管理職の割合の増加」には、小中学校の管理職も含まれているのでしょうか。主な担当に教育委員会も入るのでは？		

No.5 事業者・経済団体における方針決定過程への男女共同参画の促進

2(1)No.13 企業・地域団体における方針決定過程への男女共同参画の促進
2(1)No.14 企業・地域団体における方針決定過程への男女共同参画の促進

①関係機関等と連携し、役員・管理職に占める女性の割合の増加について、事業者に対して情報発信	【商工振興課】 △関係機関等のホームページへのリンク ※更新があった場合のみ	国の男女共同参画基本計画(令和2年12月)の成果目標の一つ「民間企業の雇用者の各役職段階に占める女性の割合」「東証一部上場企業役員に占める女性の割合」 2(3)No.18「女性の経営参画について男女双方への働きかけと女性の職業意識の高揚、経営能力の向上を図るための講座等の情報提供」から移動 ○女性の経営参画について男女双方への働きかけと女性の職業意識の高揚、経営能力の向上を図るための講座等の情報提供 2022年ジェンダー・ギャップ指数の「経済参画」の中で、「管理的職業従事者の男女比」だけが赤字(=スコアが低い項目)となっている ※他の赤字項目は、「国会議員の男女比」、「閣僚の男女比」、「近年50年における行政府の長の在任年数の男女比」 市民アンケート 問13. あなたは、次にあげるような役職や公職に「女性がもっと就いた方がよい」と思いますか。 イ. 職場の管理職	○企業人権推進協議会総会等を通じた方針決定過程への女性参画に向けた企業への呼びかけ	・企業人権推進協議会総会等を通じた方針決定過程への女性参画に向けた企業への呼びかけ
②農協、漁協、森林組合、商工会議所、商工会における意思決定の場への女性の参画促進	【農業振興課】 ○農協における女性役員の割合 【水産課】 ○漁協における女性役員の割合 【山村林業課】 ○森林における女性役員の割合	国の男女共同参画基本計画(令和2年12月)の成果目標の一つ「農業協同組合の役員に占める女性の割合」 2(3)No.18「女性の経営参画について男女双方への働きかけと女性の職業意識の高揚、経営能力の向上を図るための講座等の情報提供」から移動 ○農林水産業や商工業関係団体における意思決定の場への女性の参画促進		

1/15懇話会	進捗管理項目	変更内容の説明等	10/10懇話会(素案)	第2次プラン
	【商工振興課】 ○商工会議所、商工会における女性役員の割合	抽象的な内容であり、具体的な目標設定がしづらく、進行管理ができないため削除	○地域活動で活躍する幅広い人材育成や発掘の推進	・地域活動で活躍する幅広い人材育成や発掘の推進
			2(3)No.18 自営業における方針決定過程への女性の参画促進	3(3)No.25 自営業における方針決定過程への女性の参画促進
		No.5へ移動	○女性の経営参画について男女双方への働きかけと女性の職業意識の高揚、経営能力の向上を図るための講座等の情報提供	・女性の経営参画について男女双方への働きかけと女性の職業意識の高揚、経営能力の向上を図るための講座等の情報提供
		No.5へ移動	○農林水産業や商工業関係団体における意思決定の場への女性の参画促進	・農林水産業や商工業関係団体における意思決定の場への女性の参画促進

No.6 地域社会における男女共同参画の推進

2(2)No.14 地域社会への男女共同参画の推進 2(2)No.15 地域社会への男女共同参画の推進

①単位町内会・自治会、単位PTAの会長や役員に占める女性の割合の増加	【自治振興課】 ○単位町内会・自治会における女性会長の割合・女性役員の割合	国の男女共同参画基本計画(令和2年12月)の成果目標の一つ「自治会長に占める女性の割合」 内閣府男女共同参画局の男女共同参画白書の『第3分野 地域における男女共同参画の推進』において、「自治会長及びPTA会長に占める女性の割合の推移」が統計データとして公開されている		
	【生涯学習課】 ○単位PTAにおける女性会長の割合・女性役員の割合	市民アンケート 問13. あなたは、次にあげるような役職や公職に「女性がもっと就いた方がよい」と思いますか。 ア. PTA会長、子どもクラブ会長 ウ. 町内会長、区長、自治会長		
		抽象的な内容であり、具体的な目標設定がしづらく、進行管理ができないため削除	○男女が共に主体的に参画できるような地域行事のプログラムづくり	・男女が共に主体的に参画できるような地域行事のプログラムづくり
		抽象的な内容であり、具体的な目標設定がしづらく、進行管理ができないため削除	○地域活動に関する補助金の交付や情報提供等を通じた、男女共同参画の視点を踏まえた地域活動の充実	・地域活動に関する補助金の交付や情報提供等を通じた、男女共同参画の視点を踏まえた地域活動の充実

No.7 まちづくりの多様な分野における男女共同参画の推進

2(2)No.15 多様な分野における男女共同参画の推進 2(2)No.17 多様な分野における男女共同参画の推進

①まちづくりの各分野における男女共同参画の視点を踏まえた講座、講演会などの開催	【各課】 △講座・講演会実施回数・参加人数 ※男女共同参画に関する活動があった場合		○まちづくり、観光、環境問題等の活動において男女共同参画の視点を踏まえた新たな提案や課題提起等につながる情報や研修機会の提供	・まちづくり、観光、環境問題等の活動において男女共同参画の視点を踏まえた新たな提案や課題提起等につながる情報や研修機会の提供
②一時保育等の充実による各種活動への参加促進	【各課】 ○イベントにおける一時保育実施回数・利用人数 ※男女共同参画推進室のイベントには限らない			
③田辺市自治会連合会、田辺市PTA連合会など市で事務局を担っている各種団体の会長や役員に占める女性の割合の増加	【関係課】 ○団体の女性会長・女性役員の割合 【別紙「審議会・団体等」参照】	例)自治会連合会、PTA連合会、老人クラブ連合会連絡協議会、暴力追放、環境美化、観光協会、国際交流協会など		

1/15懇話会	進捗管理項目	変更内容の説明等	10/10懇話会(素案)	第2次プラン
④農業委員など市の非常勤特別職等の委員等に占める女性の割合の増加	【関係課】 ○女性委員の割合 【別紙「審議会・団体等」参照】	国の男女共同参画基本計画(令和2年12月)の成果目標の一つ「農業委員に占める女性の割合」 田辺市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例 (5)農業委員会の委員【農業委員会事務局】 (6)農地利用最適化推進委員【農業委員会事務局】		
⑤人権擁護委員など国が委嘱する委員に占める女性の割合の増加	【関係課】 ○女性の割合 【別紙「審議会・団体等」参照】	人権擁護委員【人権推進課】 行政相談委員【自治振興課】 保護司【自治振興課】 民生委員【福祉課】		
⑥シルバー人材センターと連携した、働く意欲のある女性高齢者への就労支援	【やすらぎ対策課】 ○シルバー人材センターにおける女性会員の割合○シルバー人材センターにおける仕事受注実績における女性の受注実績の割合	シルバー人材センターは、高齢者が働くことを通じて生きがいを得るとともに、地域社会の活性化に貢献する組織であり、女性の職業能力開発とは違うため、この項とする ○シルバー人材センターと連携した、働く意欲のある高齢者への就労支援		
⑦一般社団法人全日本女子野球連盟の女子野球タウン認定を踏まえた女子野球普及と地域活性化の取組の推進	【スポーツ振興課】 ○一般社団法人全日本女子野球連盟と連携したイベントの実施数・参加者数	令和3年10月に一般社団法人全日本女子野球連盟の女子野球タウン認定(認定期間:5年間)		
抽象的な内容であり、具体的な目標設定がしづらく、進行管理ができないため削除 ○B委員 P21「No.15 男女共同参画・・・国際理解教育・国際交流を推進」とありますが、これは外国の男女共同参画の状況に学ぶという意図でしょうか。			○男女共同参画の理解を深めるため、国際理解教育・国際交流を推進	・男女共同参画の理解を深めるため、国際理解教育・国際交流を推進

No.8 消防・防災分野における男女共同参画の推進

3(3)No.24 防災・災害復興への男女共同参画の推進
2(2)No.16 防災・災害復興への男女共同参画の推進

①男女共同参画の視点を大切にしたい田辺市避難所運営マニュアルの見直し	【防災まちづくり課】 ○避難所運営マニュアルの見直し内容 ※男女共同参画に関するもの	避難所運営マニュアルの策定は終わっているため、今後の見直しに男女共同参画の視点を反映していく 市民アンケート 問15. 防災・災害復興における次の事項について、女性に配慮して取り組む必要があると思いますか。 ウ. 避難所の設置・運営に配慮する(例:トイレ、更衣室の確保等) エ. 避難所の運営に女性が関わる(例:避難所運営役員への女性の参画)	○男女共同参画の視点を取り入れた田辺市避難所運営マニュアルの策定	・男女共同参画の視点を取り入れた田辺市避難所運営マニュアルの策定
②男女共同参画の視点を大切にしたい備蓄計画の見直しと備蓄品の調達(更新、追加購入など)	【防災まちづくり課】 ○備蓄計画の見直し内容 ※男女共同参画に関するもの ○備蓄品の調達 ※男女共同参画に関するもの【報告項目は要相談】	備蓄計画の策定は終わっているため、今後の見直しに男女共同参画の視点を反映していく 市民アンケート 問15. 防災・災害復興における次の事項について、女性に配慮して取り組む必要があると思いますか。 カ. 備蓄物資に配慮する(例:医薬品、介護用品、生理用品の確保等)	○女性の視点を取り入れた備蓄計画の策定	・女性の視点を取り入れた備蓄計画の策定
③男女共同参画の視点を大切にしたい防災学習会や避難所運営訓練の実施と女性の参加率の向上	【防災まちづくり課】 ○防災学習会の実施回数・女性参加率 ○避難所運営訓練の実施回数・女性参加率	市民アンケート 問15. 防災・災害復興における次の事項について、女性に配慮して取り組む必要があると思いますか。 エ. 避難所の運営に女性が関わる(例:避難所運営役員への女性の参画)	○男女共同参画の視点を取り入れた防災・避難所運営体制確立のための啓発活動	・男女共同参画の視点を取り入れた防災・避難所運営体制確立のための啓発活動
④自主防災組織の会長や役員に占める女性の割合の増加	【防災まちづくり課】 ○自主防災会における女性会長の割合・女性役員の割合			
⑤田辺市消防団女性消防団員の増加	【消防総務課】 ○女性消防団員の割合	国の男女共同参画基本計画(令和2年12月)の成果目標の一つ「消防団員に占める女性の割合」		
⑥消防庁女性活躍ガイドブックを踏まえた女性消防吏員の活躍推進	【消防総務課】 ○女性消防吏員の割合 ○庁舎見学会や職業説明会への女子学生の参加割合	国の男女共同参画基本計画(令和2年12月)の成果目標の一つ「消防吏員に占める女性の割合」 市民アンケート 問15. 防災・災害復興における次の事項について、女性に配慮して取り組む必要があると思いますか。 イ. 女性消防職員・警察官を積極的に採用する(例:災害復興時における女性消防職員等の適正配置)		

1/15懇話会	進捗管理項目	変更内容の説明等	10/10懇話会(素案)	第2次プラン
			3(3)No.25 消防分野における男女共同参画の推進	
		No.8へ移動	○田辺市消防団女性消防団への活動支援	・田辺市消防団女性消防団への活動支援
		No.8へ移動	○防災訓練、自主防災活動への女性の参画促進	・防災訓練、自主防災活動への女性の参画促進

No.9 家庭生活における男女共同参画の推進

1(3)No.6 家庭生活への男女共同参画の促進 3(1)No.18 家庭生活への男女共同参画の促進

①男性の家庭生活への参画や、共に協力して家事・育児・介護等を担うための講座、講演会などの開催	【男女共同参画推進室】 ■なし⇒No.1①の実績に含まれる		○男女共に協力して家事・育児等を担うための啓発の促進	・男女共に協力して家事・育児等を担うための啓発の促進
	【男女共同参画推進室】 ■なし⇒No.1①の実績に含まれる		○男性の家庭生活への参画促進のための学習機会の提供	・男性の家庭生活への参画促進のための学習機会の提供
②パパママ教室による産後の子育てを両親で協力して行うきっかけづくり	【健康増進課】 ○パパママ教室参加者数	No.27より移動 パパママ教室の内容 1親となる日のために 2ビデオ「お父さんへ赤ちゃんからのメッセージ+赤ちゃんのお風呂」		
③お父さんのための育児ガイドブック「父子健康手帳」の配布	【健康増進課】 ○父子健康手帳の配布数	○C委員 P14 父子手帳の配布ですが、他県から引越しをしてきて田辺市で2子を妊娠した際にはもらえませんでしたよ！パパに育児、子どものことを理解してもらうために発行をしているのでしょうか・・・本当に必要でしょうか？母子手帳を「親子手帳」と名称変更をし、内容を一新したらよいと思います。		

No.10 女性が活躍できる就業環境の整備の促進

①女性が活躍できる環境整備に向けた県の女性活躍企業同盟への参加促進	【商工振興課】 ○田辺市の女性活躍企業同盟参加企業数	女性活躍企業同盟参加企業等募集要項(事業目的) 1 女性の継続就業やキャリア形成に率先して取り組む企業及び団体を「女性活躍企業同盟」として組織化し、女性活躍企業同盟参加企業等間の交流を通じて取組の充実を図ることで、女性が活躍できる環境整備を促進する。
②仕事と子育てが両立できる社会の実現に向けたわかやま結婚・子育て応援企業同盟への参加促進	【商工振興課】 ○田辺市のわかやま結婚・子育て応援企業同盟参加企業数	わかやま結婚・子育て応援企業同盟とは、仕事と子育てが両立できる社会の実現に向け、行政と企業が連携し、結婚や子育てについての社会気運の醸成を図ることを目的とした同盟です。
③関係機関等と連携した、女性活躍推進法に基づく事業主行動計画の策定・公表や女性活躍に関する情報の公表についての情報発信	【商工振興課】 △関係機関等のホームページへのリンク ※更新があった場合のみ	○常勤労働者101人以上の一般事業主は「義務」 ○常勤労働者100人以下の一般事業主は「努力義務」
④関係機関等と連携した、女性活躍推進法に基づく認定(えるぼし認定)についての情報発信	【商工振興課】 △関係機関等のホームページへのリンク ※更新があった場合のみ	○えるぼし認定：一般事業主 行動計画の策定・届出を行った企業のうち、女性の活躍推進に関する取組の実施状況が優良である等の一定の要件を満たした場合に認定。 ○プラチナえるぼし認定：えるぼし認定企業のうち、一般事業主行動計画の目標達成や女性の活躍推進に関する取組の実施状況が特に優良である等の一定の要件を満たした場合に認定。
⑤関係機関等と連携した、子育ての社会化の重要性を浸透させるため、育児休業、介護休業、時短勤務などの各種制度の利用について情報発信	【商工振興課】 △関係機関等のホームページへのリンク ※更新があった場合のみ	○A委員 15頁取組内容7の2行目「子育ての社会的役割の重要性」を「子育ての社会的支援の重要性」又は「子育ての社会化の重要性」等とする。(理由：最近「子育ての社会化」と言われることが多いのではないかとと思われるため。) 市民アンケート 問20. 育児や家族介護を行うために、法律に基づき育児休業や介護休業を取得できる制度があります。この制度を利用して、男性が育児休業や介護休業等を取得することについて、あなたはごどう思いますか。 ア. 育児休業 イ. 介護休業 ウ. 時短勤務
⑥関係機関等と連携した、長時間労働などの働き方の見直しや、仕事も家庭も両立できる職場環境づくりについて情報発信	【商工振興課】 △関係機関等のホームページへのリンク ※更新があった場合のみ	

1/15懇話会	進捗管理項目	変更内容の説明等	10/10懇話会(素案)	第2次プラン	
⑦関係機関等と連携した、セクシュアル・ハラスメント防止について情報発信	【商工振興課】 △関係機関等のホームページへのリンク ※更新があった場合のみ		1(3)No.7 育児・介護休業制度の普及	3(1)No.18 家庭生活への男女共同参画の促進	
			※取組項目が1つのため、No.10に集約	○子育ての 社会的役割 の重要性を浸透させるため、育児休業や介護休業などの各種制度の 男性 の利用について、 企業に対して啓発を推進	・子育ての社会的役割の重要性を浸透させるため、育児休業や介護休業などの各種制度の 男性 の利用について、 企業に対して啓発を推進
			1(3)No.8 両立のための職場における啓発促進	3(1)No.18 家庭生活への男女共同参画の促進	
			※取組項目が1つのため、No.10に集約	○長時間労働などの働き方の見直しや、仕事も家庭も 充実 できる職場環境づくりについて、 関係機関等と連携しながら事業者への啓発を推進	・長時間労働などの働き方の見直しや、仕事も家庭も 充実 できる職場環境づくりについて、 関係機関等と連携しながら事業者への啓発を推進
			1(3)No.9 セクシュアル・ハラスメント防止対策の推進	1(4)No.12 セクシュアル・ハラスメント防止対策の推進	
			※取組項目が1つのため、No.10に集約	○ 企業に対するセクシュアル・ハラスメント防止の取組の呼びかけ	・企業に対するセクシュアル・ハラスメント防止の取組の呼びかけ
			※女性相談は別項目を新設	○女性電話相談など、セクシュアル・ハラスメントに関する相談体制の充実	・女性電話相談など、セクシュアル・ハラスメントに関する相談体制の充実
No.11 女性の職業能力開発等の促進	【商工振興課】 △関係機関等のホームページへのリンク ※更新があった場合のみ		今この時代、職業能力開発、技術習得、就業を「女性のチャレンジ」と捉えることで良いのか？(男性に対して「チャレンジ」は使わない？)	2(3)No.16 女性の チャレンジ支援 の推進	
			①関係機関等と連携した、女性の職業能力の開発や必要な技能の習得に関する情報発信	○女性の職業能力の開発や必要な技能の習得を 後押しする講座の実施 や 情報提供	・女性の職業能力の開発や必要な技能の習得を 後押しする講座の実施 や 情報提供
			②関係機関等と連携した、女性の就業や起業等に関する情報発信	○就業や起業等に関する 情報提供	・就業や起業等に関する 情報提供
③創業ゼミ、たなべ未来創造塾、たなべプチ起業塾による起業・第二創業等の支援	【商工振興課】 ○創業ゼミの女性参加者数と割合				
	【たなべ営業室】 ○たなべ未来創造塾の女性参加者数と割合 ○たなべプチ起業塾の女性参加者数と割合				

1/15懇話会	進捗管理項目	変更内容の説明等	10/10懇話会(素案)	第2次プラン
No.12 農林水産業における男女共同参画の推進			2(3)No.17 就業条件と環境の整備	3(3)No.24 就業条件と環境の整備
①パートナーシップ経営とワーク・ライフ・バランスの確保に向けた家族経営協定の促進	【農業振興課】 ○家族経営協定締結数(新規と累計)	国の男女共同参画基本計画(令和2年12月)の成果目標の一つ「家族経営協定の締結数」 『農業版女性が働きやすい職場づくりポイントガイドブック』(公益社団法人日本農業法人協会)において、「家族農業経営は、家族が共に仕事として農業経営に関わりつつ、生活も共にするという特徴を持っています。そのため、家族員がお互いに愛情を持って、気持ちよく働き、生活することが大切です。そのなかでも、家族の基本単位はまず夫婦であることから、夫と妻がお互いの存在を大切に思い、信頼し合って対等な関係を築いていくことが、とても重要なのです。したがって、家族農業経営では、夫と妻が話し合い、理解し合って農業に取り組む「パートナーシップ経営」かどうか、「ワーク・ライフ・バランス」がとれているかどうかポイントとなります。」と書かれている。	○家族経営協定の周知、啓発	・家族経営協定の周知、啓発
②認定農業者に占める女性の割合の増加	【農業振興課】 ○女性認定農業者の割合	国の男女共同参画基本計画(令和2年12月)の成果目標の一つ「認定農業者数に占める女性の割合」	○家族経営協定の締結の促進による女性の認定農業者の増加	・家族経営協定の締結の促進による女性の認定農業者の増加
③国の女性農林水産業者の活躍支援施策の活用	【農業振興課・山村林業課・水産課】 △施策活用実績 ※活用した場合のみ	「活用の検討」にすると、進捗管理で、検討状況を報告することになるため「活用」とする。 例)女性が変える未来の農業推進事業、農業女子プロジェクト、女性林業者定着支援事業、漁村女性活躍推進事業、海の宝！水産女子の元気プロジェクト		
④「農山漁村女性の日」を利用した啓発活動の展開	【農業振興課・山村林業課・水産課・男女共同参画推進室】 ○広報田辺3月号 ○ホームページ ○SNS	「農山漁村女性の日」とは、農林水産業・農山漁村の発展に向け、女性が農林水産業の重要な担い手として、より一層能力を発揮していくことを促進するため、農林水産省は、毎年3月10日を「農山漁村女性の日」と設定		
		家族経営協定の周知の中に含まれる	○農業等における労働条件改善のための啓発を行う	・農業等における労働条件改善のための啓発を行う
No.13 男女共同参画・女性活躍につながる子育て・介護等の支援の充実			1(4)No.10 子育て支援策等の充実	3(2)No.20 子育て支援策等の充実
①田辺市子ども・子育て支援事業計画による安心して仕事や社会参加と子育てが両立できる環境づくりの推進	【子育て推進課】 ■点検及び評価の結果報告(参考) 第6章 計画の推進 2. 計画の進捗状況の点検及び評価 本計画の推進に当たっては、「田辺市子ども・子育て会議」を中心に、本計画で定めた教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みや確保方策等をはじめ、各施策や事業等について、定期的な進捗管理及び評価を行います。	田辺市子ども・子育て支援事業計画 2. 基本的視点 (1)保護者の親育ちの支援 (2)子供の自立と育成 (3)家庭をはじめ社会全体での支援の仕組みづくり (4)地域の特性をふまえた総合的、主体的な支援 (5)男女共同参画による子育て環境づくり 少子化対策の観点からも、男女共同参画を推進し、男女ともに安心して仕事や社会参加と子育てが両立できる環境づくりを進め、男女が互いに協力し合って自信を持って楽しい子育てができるための環境づくりが必要です。	○多様な保育サービスを充実し、子育て家庭の負担軽減による仕事と生活の調和の実現と家族のコミュニケーションの促進 ○学童保育の設置や放課後・週末のスポーツ・文化活動を提供することによる、子どもの安全な居場所づくりの充実	・多様な保育サービスを充実し、子育て家庭の負担軽減による仕事と生活の調和の実現と家族のコミュニケーションの促進 ・学童保育の設置や放課後・週末のスポーツ・文化活動を提供することによる、子どもの安全な居場所づくりの充実
②田辺市長寿プラン(高齢者福祉計画及び介護保険事業計画)による介護保険サービスの提供	【やすらぎ対策課・障害福祉室】 ■それぞれ計画期間が3年のため、計画更新する際に報告	田辺市長寿プラン 2 基本目標 【基本目標1】支えあいの地域づくりをすすめます 【基本目標2】社会参加と生きがいづくりをすすめます 【基本目標3】健康づくり・介護予防をすすめます 【基本目標4】地域の中で自分らしく暮らせるよう支援制度の充実に努めます 【基本目標5】安全・安心な暮らしを支える仕組みづくりをすすめます	1(4)No.11 高齢者・障害福祉サービスの充実	3(2)No.23 高齢者・障害福祉サービスの充実
③田辺市障害福祉計画及び障害児福祉計画による障害福祉サービスの提供		田辺市障害福祉計画 8. 計画の基本的視点 (1)思いやりのあるまちづくり (2)安心して生活できるまちづくり (3)障害のある子どもへの支援 (4)生きがいのある生活を送るための支援	○介護保険サービスや障害福祉サービス等の提供による地域での自立した生活の支援 ○各種サービスや事業の情報提供、利用促進、相談体制の充実による介護家族の負担軽減 ○家庭で介護・介助に携わる人を支援するための学習機会の提供や人材育成の推進	・介護保険サービスや障害福祉サービス等の提供による地域での自立した生活の支援 ・各種サービスや事業の情報提供、利用促進、相談体制の充実による介護家族の負担軽減 ・家庭で介護・介助に携わる人を支援するための学習機会の提供や人材育成の推進

1/15懇話会	進捗管理項目	変更内容の説明等	10/10懇話会(素案)	第2次プラン
No.14 相談体制の整備 ①女性が出会う様々な悩みをともに受け止め、気持ちの整理のお手伝いをし、問題解決のための一歩を踏み出す応援につなげていくための女性電話相談の実施 ②ホームページ、SNS、街頭啓発などによる女性電話相談の周知 ③女性電話相談員等の知識や技術の向上のための研修の実施 ④高齢であること、障がいがあること、外国人やルーツが外国であること、性的指向・性自認(性同一性)に関すること、同和問題に関すること等、様々な人権に関わる主な相談窓口の設置や専門機関の紹介	【男女共同参画推進室】 ○女性電話相談対応件数 【男女共同参画推進室】 ○SNS情報発信依頼件数 ○ホームページ更新回数 ※街頭啓発の際に啓発物品に同梱しているが実績報告はなし 【男女共同参画推進室】 ○相談支援ステップアップ講座開催実績 【関係課】 ■なし ⇒女性からの相談は多数あると考えられるが、女性であることでの複合的な困難な事例かどうかの判別が困難	田辺市HOME > 人権推進課 > 相談窓口一覧 > 人権に関わる市内の主な相談窓口 https://www.city.tanabe.lg.jp/jinken/soudanmadoguti.html		

No.15 男女間のあらゆる暴力を許さない社会意識の醸成

県基本計画
基本目標1 暴力を許さない意識の醸成

3(1)No.19 男女間のあらゆる暴力を許さない社会意識の醸成

1(4)No.9 男女間のあらゆる暴力を許さない社会意識の醸成

①「女性に対する暴力をなくす運動期間」における啓発活動	【企画広報課・男女共同参画推進室】 ○広報田辺11月号「女性に対する暴力をなくす運動」 ○街頭啓発 【図書館】 ○啓発コーナー設置		○「女性に対する暴力をなくす運動期間」を利用した啓発活動の展開	・「女性に対する暴力をなくす運動期間」を利用した啓発活動の展開
②ホームページ、SNSによるDV・デートDVについての啓発	【男女共同参画推進室】 ○DVに関するSNS情報発信依頼件数 ○DVに関するホームページ更新回数		○広報やホームページによる、人権侵害であるDVについての啓発	・広報やホームページによる、人権侵害であるDVについての啓発
③DV・デートDVに関する講座・講演会などの開催	【男女共同参画推進室】 ・DV関係講演会		○DV・デートDVに関する講座・講演会等の開催	・DV・デートDVに関する講座・講演会等の開催

県基本計画
基本目標2 安心して相談できる環境づくり

3(1)No.20 DV被害者に対する相談業務等の充実

1(4)No.10 DV被害者に対する相談業務等の充実

No.16へ移動	○チラシやカードを通し、「DV被害者支援センター(紀南DVセンター)」や「男性のための電話相談(県)」等の相談窓口の周知	・チラシやカードを通し、「DV被害者支援センター(紀南DVセンター)」や「男性のための電話相談(県)」等の相談窓口の周知
No.16へ移動	○研修による相談員の知識・技術の向上	・研修による相談員の知識・技術の向上
No.16へ移動	○庁内関係部署における被害者支援にかかる連携強化と情報管理の徹底	・庁内関係部署における被害者支援にかかる連携強化と情報管理の徹底
No.16へ移動	○県や警察等、庁外関係機関と連携した相談支援の充実	・県や警察等、庁外関係機関と連携した相談支援の充実

1/15懇話会	進捗管理項目	変更内容の説明等	10/10懇話会(素案)	第2次プラン
No.16 関係機関等との連携によるDV被害者の保護と自立に向けた支援		県基本計画 基本目標3 安心して安全な保護の実施 基本目標4 自立に向けた支援の実施 基本目標5 関係機関等の連携	3(1)No.21 DV被害者の自立に向けた支援の拡充	1(4)No.11 DV被害者の自立に向けた支援の拡充
①和歌山県配偶者暴力相談センター、DV被害者支援センター(紀南DVセンター)、電話・メール・チャット相談「DV相談+」等の相談窓口の周知	【男女共同参画推進室】 △関係機関等のホームページへのリンク ※更新があった場合のみ ※啓発物品への同梱は、「No.1②男女共同参画関連グッズの配布による啓発」に含む	市民アンケート 問29. セクシュアルハラスメント、ストーカ行爲、配偶者や交際相手からの暴力について、相談できる窓口としてどのようなところを知っていますか。 1. 警察本部(生活安全企画課)・警察署 2. 家庭裁判所 3. 弁護士 4. 法テラス和歌山 5. 法務局、人権擁護委員 6. 民生委員・児童委員 7. 和歌山県配偶者暴力相談支援センター(子ども・女性・障害者相談センター) 8. 性暴力救援センター和歌山「わかやまmine(マイン)」 9. DV被害者支援センター(紀南DVセンター) 10. 和歌山県男女共同参画センター「りいぶる」 11. 和歌山労働局 雇用環境・均等室 12. 田辺市男女共同参画センター「女性電話相談」 13. 市役所の相談窓口 14. 民間団体(NPOなど)の相談機関 15. SNS相談「Cure time」 16. 電話・メール・チャット相談「DV相談+」	○チラシやカードを通し、「DV被害者支援センター(紀南DVセンター)」や「男性のための電話相談(県)」等の相談窓口の周知	・チラシやカードを通し、「DV被害者支援センター(紀南DVセンター)」や「男性のための電話相談(県)」等の相談窓口の周知
②女性電話相談の実施(再掲)			○相談員による女性電話相談の実施	・相談員による女性電話相談の実施
③県、警察、関係市町村、庁内関係課等と連携したDV被害者対応の実施と情報管理の徹底	【男女共同参画推進室】 ■なし⇒件数も含めて一般に公表する内容ではないため		○関係市町村との連絡調整機能の強化	・関係市町村との連絡調整機能の強化
④DVがある家庭の子どもの情報の厳重な管理と就学機会の確実な確保	【子育て推進課】 【学校教育課】 ■なし⇒件数も含めて一般に公表する内容ではないため	平成21年7月13日付け文部科学省「配偶者からの暴力の被害者の子どもの就学について(通知)」 配偶者からの暴力の被害者の子どもの円滑な就学のための手続の周知や居住地等の情報の厳重な管理についての周知・徹底 配偶者からの暴力の被害者の子どもについて就学の機会が確実に確保されるよう、指導の徹底 1. 就学手続について 2. 指導要録の取扱いについて 3. 転学先や居住地等の情報の管理について	○ODVがある家庭の子どもの安全確保、転校支援	・DVがある家庭の子どもの安全確保、転校支援
⑤配偶者からの暴力、ストーカ行爲等の被害者を守る住民基本台帳事務におけるDV等支援措置(閲覧・写し等の交付の申請・申出の制限)	【市民課】 ■なし⇒件数も含めて一般に公表する内容ではないため	○市民課ホームページ 配偶者からの暴力(DV)、ストーカ行爲等、児童虐待及びこれらに準ずる行爲の被害者(以下「DV等被害者」といいます。の方)については、市区町村に対して住民基本台帳事務におけるDV等支援措置(以下「DV等支援措置」といいます。)を申し出て、「DV等支援対象者」となることにより、加害者からの「住民基本台帳の一部の写しの閲覧」、「住民票(除票を含む)の写し等の交付」、「戸籍の附票(除票を含む)の写しの交付」の請求・申出があっても、これを制限する(拒否する)措置が講じられます。		
⑥配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律に規定する被害者等にかかる市営住宅入居資格の整備	【建築課】 ■なし⇒件数であっても一般に公表する内容ではないため	田辺市営住宅条例施行規則(入居者資格) 第2条の2 条例第5条に規定する規則で定める者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。ただし、身体上又は精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることができず、又は受けることが困難であると認められる者を除く。 (8) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律(平成13年法律第31号。以下この号において「配偶者暴力防止等法」という。)第1条第2項に規定する被害者又は配偶者暴力防止等法第28条の2に規定する関係にある相手からの暴力を受けた者でアからウまでのいずれかに該当するもの ア 配偶者暴力防止等法第3条第3項第3号(配偶者暴力防止等法第28条の2において準用する場合を含む。)の規定による一時保護、配偶者暴力防止等法第5条(配偶者暴力防止等法第28条の2において準用する場合を含む。)の規定による保護又は児童福祉法(昭和22年法律第164号)第23条第1項の母子生活支援施設における保護が終了した日から起算して5年を経過していない者 イ 配偶者暴力防止等法第10条第1項(配偶者暴力防止等法第28条の2において読み替えて準用する場合を含む。)の規定により裁判所がした命令の申立てを行った者で当該命令がその効力を生じた日から起算して5年を経過していない者 ウ 婦人相談所による配偶者からの暴力の被害者の保護に関する証明書(婦人相談所以外の配偶者暴力対応機関(行政機関や関係機関と連携してDV被害者支援を行っている民間支援団体を含む。)が発行した確認書を含む。)の発行を受けている者		

1/15懇話会	進捗管理項目	変更内容の説明等	10/10懇話会(素案)	第2次プラン
		主として「DV被害者支援センター(紀南DVセンター)」の業務になるため	○日常生活、就業、住居等についての各種制度の情報提供と活用援助	・日常生活、就業、住居等についての各種制度の情報提供と活用援助

No.17 性暴力・性犯罪被害、ストーカー被害、売買春など困難を抱える女性への支援

①県、警察、関係市町村、庁内関係課等と連携した性犯罪やストーカー行為、売買春、児童ポルノ等の児童の性的搾取事案、人身取引等に対する注意喚起	【男女共同参画推進室】	困難な問題を抱える女性への支援に関する法律(新法)(令和6年4月1日施行) 教育・啓発【第16条】 ①支援に関し国民の関心と理解を深める、 ②自己がかげがえのない個人であることについての意識の涵養を含め、女性が支援を適切に受け取ることができるようにする	3(2)No.23 貧困や高齢、障害等により困難を抱えた人への支援	3(2)No.22 高齢者・障害者の社会参画に対する支援		
②女性電話相談の実施(再掲)						
③県、警察、関係市町村、庁内関係課等と連携した困難を抱える女性への支援	【男女共同参画推進室】 ■なし⇒件数も含めて一般に公表する内容ではないため	支援調整会議【第15条】 地方公共団体は、単独で又は共同して、支援を適切かつ円滑に行うため、関係機関、民間団体その他の関係者により構成される会議を組織するよう努め、会議は、必要な情報交換・支援内容に関する協議を行う(※構成員の守秘義務・罰則も規定)				
		一般的な高齢者の社会参加の取組しかないので削除			○高齢化社会において高齢期の男女の自立した生活や社会参画を進めるための学習機会や健康教室等の充実	・高齢化社会において高齢期の男女の自立した生活や社会参画を進めるための学習機会や健康教室等の充実
		シルバー人材センターは、高齢者が働くことを通じて生きがいを得るとともに、地域社会の活性化に貢献する組織であり、困難を抱えた人への支援ではないことから、No.8へ移動			○シルバー人材センターと連携した、働く意欲のある高齢者への就労支援	・シルバー人材センターと連携した、働く意欲のある高齢者への就労支援
		一般的な障害者の社会参加の取組しかないので削除	○障害者が地域で生活し、あらゆる分野で社会参画できるような体制の充実	・障害者が地域で生活し、あらゆる分野で社会参画できるような体制の充実		
		一般的な障害者の就労支援の取組しかないので削除	○ハローワーク、紀南障害者就業・生活支援センター等と連携した障害者の就労支援	・ハローワーク、紀南障害者就業・生活支援センター等と連携した障害者の就労支援		

No.18 ひとり親家庭への支援

①児童扶養手当支給	【市民課】 ○児童扶養手当の受給者数		3(2)No.22 ひとり親家庭への支援	3(2)No.21 ひとり親家庭への支援
②ひとり親家庭等医療費助成	【保険課】 ○ひとり親家庭等医療費助成制度の受給者数			
③母子・父子自立支援プログラム策定	【子育て推進課】 ○母子・父子自立支援プログラムの策定件数			
④母子・父子家庭自立支援教育訓練給付	【子育て推進課】 ○母子・父子家庭自立支援教育訓練給付金の件数			
⑤母子・父子家庭高等職業訓練促進給付	【子育て推進課】 ○母子・父子家庭高等職業訓練促進給付金の件数			
⑥ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援補助	【子育て推進課】 ○ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援の件数			
⑦養育費確保支援給付	【子育て推進課】 ○養育費確保支援の件数			
⑧ひとり親世帯育児支援助成	【子育て推進課】 ○ひとり親世帯育児支援助成の件数			
⑨母子生活支援施設入所措置	【子育て推進課】 ○母子生活支援施設入所件数			

1/15懇話会	進捗管理項目	変更内容の説明等	10/10懇話会(素案)	第2次プラン
⑩母子世帯向け特定目的公営住宅の確保	【建築課】 ○母子世帯向け特定目的公営住宅の戸数 ※変更があれば報告	公営住宅法に基づく特定目的公営住宅(母子世帯や高齢者世帯を対象とした公営住宅) いちご団地(母子向け)は、20歳未満の児童を扶養し、同居している母子世帯を対象に募集する住宅で、入居後、その児童が20歳を迎えるまでに退去 相談機能は、No.14		

No.19 性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する理解の促進

性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律(令和5年法律第68号)

①性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性の理解に関する講座、講演会などの開催	【男女共同参画推進室】 ■なし ⇒No.1①に含まれる	・知識の着実な普及、相談体制の整備その他の必要な施策(法10条1項) 市民アンケート結果 ○「LGBTQなどの性的少数者(セクシュアルマイノリティ)の方の人権」についての問題では、「理解や認識が不足している」、「侮辱やいやがらせがある」、「性的指向・性自認について悩みを抱えていることを公表できる社会になっていない」と回答する人が多くなっています。
②女性電話相談の実施(再掲)		
③生徒指導提要(改訂版)を踏まえた性的マイノリティの児童生徒に対するきめ細かな対応(再掲)		・心身の発達に応じた教育及び学習の振興(法10条1項)

No.20 生涯を通じた健康づくりの推進

3(4)No.26 生涯を通じた健康づくり支援
1(3)No.6 生涯を通じた健康づくり支援

①女性が直面する健康課題(月経関連症状、妊娠・出産関連、更年期症状等)に関する情報発信	【男女共同参画推進室・健康増進課】 △関係機関等のホームページへのリンク ※更新があった場合のみ	内閣府ホーム > 内閣府男女共同参画局ホーム > 主な政策 > 女性の活躍促進 > 生涯を通じた女性の健康支援 > 「生理の貧困」 > 関連リンク > 女性の健康推進室ヘルスケアラボ、日本産科婦人科学会「生理の貧困」に関する動画「生理のウソ・ホント？」 https://w-health.jp/ (参考)田辺市健康づくり計画「元気ななべ」 第1施策 栄養・食生活 第2施策 運動・身体活動 第3施策 こころの健康づくり(休養・笑い) 第4施策 たばこ 第5施策 むし歯予防・歯周病予防 第6施策 生活習慣病予防	○生涯を通じた健康の保持増進に向けた、思春期から高齢期にわたる各年代に応じた健康づくりに関する啓発活動	・生涯を通じた健康の保持増進に向けた、思春期から高齢期にわたる各年代に応じた健康づくりに関する啓発活動
②子宮頸がん・乳がん検診の受診率向上	【健康増進課】 ○子宮頸がん検診の受診率 ○乳がん検診の受診率	国の男女共同参画基本計画(令和2年12月)の成果目標の一つ		
③学習指導要領に基づく性に関する指導(再掲)				

No.21 妊娠・出産に関する健康づくり支援

3(4)No.27 妊娠・出産に関する健康づくり支援
1(3)No.7 妊娠・出産に関する健康づくり支援

①マタニティスクールによる安産のためのからだづくり等の支援	【健康増進課】 ○マタニティスクール参加者数	マタニティスクールの内容 1 安産のためのからだづくり～食事と運動～ 2 赤ちゃんのいる生活って？～子育てのヒント～ 3 赤ちゃんへの贈り物～赤ちゃんグッズを作ってみよう～/先輩ママとの交流会	○マタニティスクールやパママ教室の参加促進	・マタニティスクールやパママ教室の参加促進
		女性だけを対象とした取り組みではないため削除	○保健所と連携した不妊相談・治療費補助の実施	・保健所と連携した不妊相談・治療費補助の実施
②妊婦健康検査による産後間もないお母さんの「こころ」と「からだ」の健康状態の把握と産後初期段階の支援	【健康増進課】 ○妊婦健康検査実施人数			
③保健師による妊娠中の心配事相談や助産師の派遣	【健康増進課】 ○妊娠中の心配事相談の助産師派遣回数			
④妊娠期の喫煙・受動喫煙や飲酒による健康被害に関する正しい情報発信	【健康増進課】 ■なし ⇒妊産婦健康検査、マタニティスクールなどにおける個別指導になるため	喫煙・受動喫煙による健康被害は健康増進法の守備範囲ではあるが、妊娠期において気を付けなければならない事柄であるので残す ※「3(4)No.28 健康をおびやかす問題についての対策の推進」から移動		

1/15懇話会	進捗管理項目	変更内容の説明等	10/10懇話会(素案)	第2次プラン
		No.21へ移動	3(4)No.28 健康をおびやかす問題についての対策の推進	1(3)No.8 健康をおびやかす問題についての対策の推進
		エイズなどの感染症は、女性だけを対象とした取り組みではないため削除	○妊娠期の喫煙や受動喫煙による健康被害の正しい情報提供	・妊娠期の喫煙や受動喫煙による健康被害の正しい情報提供
		薬物乱用は、女性だけを対象とした取り組みではないため削除	○学校教育やパンフレットを通じたエイズの正しい知識の普及・啓発	・学校教育やパンフレットを通じたエイズの正しい知識の普及・啓発
			○街頭でのチラシの配布や学校での教育による薬物乱用防止の啓発	・街頭でのチラシの配布や学校での教育による薬物乱用防止の啓発

		第3章の「行政における男女共同参画の推進」に移動	1(2)No.5 メディアにおける人権の尊重	1(2)No.5 メディアにおける人権の尊重
		情報モラル教育において、男女共同参画に特化する部分がほとんどなく、一般的な事項であるため削除	○男女共同参画の視点を踏まえた市の発行物の検証	・男女共同参画の視点を踏まえた市の発行物の検証
			○メディアからの情報に対して、男女の人権を尊重し、主体的に読み解く力を育成する情報モラル教育の推進	・メディアからの情報に対して、男女の人権を尊重し、主体的に読み解く力を育成する情報モラル教育の推進

第3章 プランの推進

行政における男女共同参画の推進

①部門別計画への男女共同参画の視点の盛り込み	【関係課】		1(2)No.2 行政における男女共同参画の推進	1(1)No.2 行政における男女共同参画の推進
②男女共同参画の視点を踏まえた市の発行物の検証	【各課・男女共同参画推進室】	※「メディアにおける人権の尊重」から移動	○部門別計画への男女共同参画の視点の盛り込み、見直し	・部門別計画への男女共同参画の視点の盛り込み、見直し
③男女共同参画に関する職員研修の実施	【総務課・男女共同参画推進室】 ○男女共同参画研修(新採職員) 1回/年	職員研修は「男女共同参画研修」として実施している	○男女共同参画の視点を含めた職員研修の実施	・男女共同参画の視点を含めた職員研修の実施
④市職員採用試験の受験者や採用者に占める女性の割合の増加	【総務課】 ○採用試験に占める女性の割合 ○採用者に占める女性の割合	男女共同参画白書「地方公務員採用試験からの採用者に占める女性の割合の推移」		